

入札監理小委員会における審議の結果報告

刑事施設における総務業務

法務省が所管する「刑事施設における総務業務」については、公共サービス改革基本方針（別表）を踏まえ、「刑事施設の運営業務における対象範囲等の拡大措置に関する計画」において、民間競争入札を実施することとされており、入札手続が進められていたが、入札不調となったことから、再度公告入札を行うため、当該民間競争入札の実施要項の変更案について入札監理小委員会にて審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 入札結果及び再度公告入札に向けた見直しについて

「刑事施設における総務業務」の民間競争入札においては、2グループの入札参加があったが、複数回の再度入札を実施しても予定価格の制限に達する応札がなく、入札参加者から不落随契による交渉についても対応困難である旨の回答がされたところである。

このような状況を踏まえ、再度公告入札に当たって、法務省において、委託業務の範囲を精査したところ、自動車運転業務のうち、平日夜間や休日の運転（受刑者の入院による緊急搬送等の非常時対応）及び運行計画の作成（受刑者の護送、病院移送、職員の移動等の優先順位に関する判断・調整を含む）について、リスクやコストの面で民間事業者にとって負担が重くなっていることが入札不調の要因と分析し、当該業務を委託範囲から外すこととされている（自動車運転業務については、他の委託業務（受付業務等）を実施している平日昼間に限って委託するものとする）。

なお、当該業務については、業務遂行に影響を及ぼさないよう、引き続き国側が実施することとしている。

2. 実施要項（案）の修正について

- 自動車運転業務のうち、平日夜間や休日の運転及び運行計画の作成について、委託範囲から外すことに伴う委託業務内容の変更（実施要項（変更案）20/56、35/56 ページ）
- 委託業務内容の変更に伴う審査項目からの削除及び加点の変更（実施要項（変更案）8/56、9/56 ページ）
- 再度公告入札を実施することに伴うスケジュール等の変更（実施要項（変更案）4/56、5/56、6/56 ページ）

以上